

名寄市監査委員告示第1号

令和8年2月16日付け名監査第12号で提出した令和7年度監査報告書の結果に基づき、名寄市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月23日

名寄市監査委員 岡 川 進

名寄市監査委員 佐 藤 靖

記

監査指摘事項等の措置状況通知書 別紙のとおり

【令和7年度定期監査】監査指摘事項等の措置状況通知書

部局名	指摘事項	措置状況	検討状況及び改善予定時期等
健康福祉部 こども・高齢者 支援室 高齢 者支援課	名寄市敬老事業補助金交付手続きに関し、名簿提供が行われていたが、法令上の制限があるため、法令に則った運用方法への改善を求める。	○個人情報取扱事務登録簿の事務の目的を『敬老事業補助金交付に関する事務』としていたため、『敬老事業に関する事務』に改める。 ○名簿の取扱に関する誓約書について、『名寄市個人情報保護条例（平成18年条例第19号）』と記載していたものを、『個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連法令』に改める。 ○名簿提供の用紙については、複写防止の用紙は使用していないが、『複写禁止』などの注意書きを印字するなど、周知徹底に努める。	●令和8年3月修正 ●令和7年度申請より誓約書訂正 ●令和8年度提供分名簿より修正予定

【令和7年度財政援助団体等監査】監査指摘事項等の措置状況通知書

部局名	指摘事項	措置状況	検討状況及び改善予定時期等
総合政策部 交流推進課	名寄日台親善協会補助金の一部費用について、職員による立替払が複数件見受けられた。やむを得ない必要性から、運用上立替払が生じる場合があることは理解するが、緊急性のないものや、予算執行職員としての権限や責任を持たないとされる職員の立替払も確認されたため、会計処理上の責任体制の確認と、資金前渡により立替払いを回避するよう改善を求める。	緊急性のある支出について職員の立替払が生じた場合があったが、後に緊急性のない支出についても恒常的に立替払で処理する事象が続いた。今回の監査指摘後、担当部局、名寄日台親善協会事務処理担当と支払い事務について、処理体制および責任体制について協議を行い、以後緊急性のない立替払を行わない事務処理体制の調整を行った。	令和8年度の事業支出分より改善する。